

第53回全国ブドウ研究大会開催費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、公益社団法人山梨県果樹園芸会（以下「果樹園芸会」という。）が実施する第53回全国ブドウ研究大会の開催に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及び補助額)

第2条 この補助金の補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 果樹園芸会は、規則第4条の規定により、知事が別に定める期日までに補助金交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い果樹園芸会に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第5条 果樹園芸会は、補助金交付決定後の事情の変更等により、当該事業を変更（軽微な変更を除く。）、中止、廃止しようとする場合は、事業内容変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）により、知事の承認を受けなければならない。
2 前項に規定する軽微な変更は、別表に掲げる重要な変更以外の変更とする。

(実績報告書)

第6条 果樹園芸会は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払により交付することができるものとする。
2 果樹園芸会は、前項の規定により概算払を受けようとする場合は、補助金概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、第6条の規定により補助事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、果樹園芸会に通知するものとする。

2 知事は、果樹園芸会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附則

1 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第2条関係）

補助対象経費	補助率	重要な変更
<p>1 会場費 ホール使用料等</p> <p>2 報償費 発表者等謝礼、視察園謝礼等</p> <p>3 事務費 通信費、消耗品費等</p> <p>4 予備費 準備打合せ会、視察園設営資材リース料等</p>	<p>定額（10/10以内）</p> <p>ただし、100万円を上限とする。</p>	<p>1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以上を増減させる場合。</p> <p>2 補助事業の目的の達成に支障をきたす事業計画の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴う場合。</p>